

大分県報

令和六年
第四八四号
二月十三日

（火曜日）

目次

公安委員会規則

刑事訴訟法第百八十九条第一項及び第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部改正……………

告示

救急病院等の認定……………
県管緊急防災工事計画の決定及び縦覧……………
県管土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………
土地改良法による換地処分……………
大分県資源管理方針の一部改正……………
道路区域の変更……………
警察本部訓令……………
大分県警察職員の職務執行に伴う被害補償に関する訓令の制定……………

○公安委員会規則

刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月十三日

大分県公安委員会委員長 坂井良助

大分県公安委員会規則第1号

刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する

規則（昭和29年大分県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
第1条第1項中「巡查部長」を「巡查部長」に、「巡查の」を「巡查の」に改める。
第2条中「刑事訴訟法第199条第2項」を「刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第199条第1項」に、「司法警察員は」を「司法警察員及び同法第201条の2第1項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員は、」に改める。

附則

この規則は、令和六年二月十五日から施行する。

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月十三日

大分県公安委員会委員長 坂井良助

大分県公安委員会規則第2号

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

大分県公安委員会事務決裁規則（平成13年大分県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表の刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に規定する事務の部の第199条第2項の項中「司法警察員」の次に「及び逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員」を加える。

附則

この規則は、令和六年二月十五日から施行する。

○告示

大分県告示第七十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

令和六年二月十三日

大分県知事 佐藤樹一郎

救急病院・救急診療所の別	名称	所在地	認定期間

救急病院	大分中村病院	大分市舞鶴町一丁目四番一号	令六・一・一から 令八・七・三一まで	大分県告示第七十七号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営水田畑地化推進基盤整備事業袖ノ木地区二工区の換地処分をした。 令和六年二月十三日 大分県知事 佐藤 樹一郎	青柳溜池 令六・二・一三から 令六・三・四まで	柞築市役所	
	救急病院	大分三愛メディカルセンター	大分市大字市二一三番地				令六・二・一から 令九・一・三一まで
	救急病院	大分循環器病院	大分市大字三芳三二〇番三				令六・二・一から 令九・一・三一まで
	救急病院	西田病院	佐伯市鶴岡西町二丁目二六六番地				令六・二・一から 令九・一・三一まで
<p>大分県告示第七十五号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、次の県営緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該緊急防災工事計画書の写しを縦覧に供する。</p> <p>なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。</p> <p>令和六年二月十三日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>							
<p>大分県告示第七十六号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。</p> <p>なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。</p> <p>令和六年二月十三日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>							
事業名	事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所			
	県営農村地域防災減災事業（地域防災機能増進事業）	大谷地区	令六・二・一三から 令六・三・四まで	竹田市役所			
<p>大分県告示第七十八号</p> <p>漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第九項の規定により、大分県資源管理方針（令和二年大分県告示第六百八十三号）の一部を次のように改正したので、同条第十項において準用する同条第六項の規定に基づき、公表する。</p> <p>令和六年 月 日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p> <p>第一の中「平成三十年」を「令和三年」に、「三万二千」を「約二万九千」に、「百二十七億円」を「八十九億円」に改める。</p> <p>第八中「までに」の下に「、法第十一条第二項二号の資源管理の目標を定めるに当たつて必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙三一一 さわら瀬戸内海系群」から「別紙三一十七 いわし類（かたくちいわし、うるめいわし）大分県周辺海域」までに」を加える。</p> <p>「別紙一六」の次に次のように加える。</p> <p>（別紙三一一）</p> <p>第一 水産資源 さわら瀬戸内海系群</p> <p>第二 資源管理の方向性 国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。</p> <p>なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第三 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 大分県漁業調整規則（令和二年大分県規則第六十六号）を遵守させる。また、当該水</p>							

産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第四 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙三一二)

第一 水産資源

ひらめ瀬戸内海系群

第二 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第三 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第四 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙三一三)

第一 水産資源

ひらめ太平洋南部海域

第二 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源の動向を、令和九年度までに増加とする。

なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第三 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第四 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙三一四)

第一 水産資源

まだい瀬戸内海中・西部系群

第二 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第三 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第四 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙三一五)

第一 水産資源

まだい太平洋南部海域

第二 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源の動向を、令和九年度までに増加とする。

なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第三 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第四 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙三一六)

第一 水産資源

たちうお大分県周辺海域

第二 資源管理の方向性

大分県の資源評価において判断される資源の動向を、令和九年度までに増加とする。

なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第三 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第四 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙三一七)

第一 水産資源

はも大分県周辺海域

第二 資源管理の方向性

大分県の資源評価において判断される資源の水準を、瀬戸内海では高位、豊後水道では中位以上に維持する。

なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該

資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第四 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙三一八)

第一 水産資源

いさき大分県周辺海域

第二 資源管理の方向性

大分県の資源評価において判断される資源の動向を、令和九年度までに増加とする。

なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第三 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第四 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙三一九)

第一 水産資源

まこがれい大分県周辺海域

第二 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を平成二十九年から令和三年までの過去五年間の平均値(百四十八

<p>トシ)程度に維持する。</p> <p>なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第三 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</p> <p>加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第四 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>該当なし。</p> <p>(別紙三十一)</p> <p>第一 水産資源</p> <p>かき)大分県周辺海域</p> <p>第二 資源管理の方向性</p> <p>資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を平成二十九年から令和三年までの過去五年間の平均値(十五トシ)程度に維持する。</p> <p>なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第三 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</p> <p>加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第四 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>該当なし。</p> <p>(別紙三十一)</p> <p>第一 水産資源</p> <p>くるまえび大分県周辺海域</p> <p>第二 資源管理の方向性</p>	<p>資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を平成二十九年から令和三年までの過去五年間の平均値(三十二トシ)程度に維持する。</p> <p>なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第三 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</p> <p>加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第四 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>該当なし。</p> <p>(別紙三十二)</p> <p>第一 水産資源</p> <p>がざみ大分県周辺海域</p> <p>第二 資源管理の方向性</p> <p>資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を平成二十九年から令和三年までの過去五年間の平均値(七十トシ)程度に維持する。</p> <p>なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第三 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</p> <p>加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第四 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>該当なし。</p> <p>(別紙三十三)</p> <p>第一 水産資源</p>
<p>令和六年二月十三日</p>	<p>大分県報(告示)</p> <p>五</p>

うに類大分県周辺海域
第二 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を平成二十九年から令和三年までの過去五年間の平均値（三十一トン）程度に維持する。

第三 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第四 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙三十四)

第一 水産資源

あわび類大分県周辺海域

第二 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を平成二十九年から令和三年までの過去五年間の平均値（十五トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第三 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第四 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙三十五)
第一 水産資源

なまこ類大分県周辺海域

第二 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を平成二十九年から令和三年までの過去五年間の平均値（百四十九トン）程度に維持する。

第三 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第四 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙三十六)
第一 水産資源

あじ類（まるあじ、むろあじ）大分県周辺海域

第二 資源管理の方向性

当面の間、年間総漁獲量を、平成二十四年から令和三年までの過去十年間の漁獲量から大分県が判断する中位以上の水準に維持する。

なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととし、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第三 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上する

ように努めることとする。

第四 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙三十七)

第一 水産資源

いわし類(かたくちいわし、うるめいわし) 大分県周辺海域

第二 資源管理の方向性

当面の間、年間総漁獲量を、平成二十四年から令和三年までの過去十年間の漁獲量から大分県が判断する中位以上の水準に維持する。

なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととし、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第三 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第四 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

大分県告示第七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年二月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年二月十三日

大分県知事

佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
------------	----	---------	-------	----

県道緒方千穂線	前	メートル 九・四 五・四	メートル 二四八・六
	後	一〇五・四 二六・〇	二四八・六

警察本部訓令

大分県警察本部訓令第3号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察職員の職務執行に伴う被害補償に関する訓令を次のように定める。

令和6年2月13日

大分県警察本部長 種田 英明

大分県警察職員の職務執行に伴う被害補償に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、大分県警察職員(以下「職員」という。)が職務を執行するに当たってその所有物が被害を受けた場合に、これを補償するための制度を設けることにより、職員の財産的被害の回復に寄与することを目的とする。
(補償金の支給)

第2条 職員が職務を執行するに当たって、職務のために所持し、又は使用する所有物が汚損し、毀損し、滅失し、又は亡失した場合において、民法(明治29年法律第89号)その他の法令による損害賠償を受けることができるときは、補償金を支給するものとする。ただし、被害を受けた状況等により、補償金を支給することが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

(補償金の額)

第3条 補償金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、

当該各号に定める額が、所有物（汚損し、毀損し、滅失し、又は亡失した所有物であつて補償金の支給の対象となるものに限る。以下この条において同じ。）1点につき50,000円を超える場合は、当該所有物に係る補償金の額は、50,000円とする。

(1) 所有物の修理が可能な場合で、その修理に要する費用が時価以下のとき 修理に要する費用

(2) 所有物の修理が可能な場合で、その修理に要する費用が時価を超えるとき 時価

(3) 所有物の修理が不可能な場合 時価

第4条 所属長は、第2条の規定による補償金の支給を要すると認められる事案が発生したときは、補償金支給上申書（第1号様式）に必要な資料を添えて警務部監察課長を経由して警務部長に上申するものとする。

（支給の決定）

第5条 警務部長は、前条の規定による上申を受けたときは、その内容を審査し、補償金の支給の要否及びその額を決定するとともに、補償金支給決定通知書（第2号様式）により所属長に通知するものとする。

（補償金の支給）

第6条 補償金は、所属長を経由して当該職員に支給するものとする。

（委任）

第7条 この訓令に定めるもののほか、補償金の支給に関し必要な事項は、警務部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

（大分県警察職員の職務執行に伴う被害補償に関する訓令の廃止）

2 大分県警察職員の職務執行に伴う被害補償に関する訓令（昭和37年大分県警察訓令第28号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この訓令の施行前に発生した前項の規定による廃止前の大分県警察職員の職務執行に伴う被害補償に関する訓令第4条の補償を要すると認められる事案に係る補償については、なお従前の例による。

第1号様式（第4条関係）

第 第 号
年 月 日

警 務 部 長 殿

所属長名

補償金支給上申書

所 属	
階 級	
氏 名	
被害を受けた日時	年 月 日 時 分頃
被害を受けた場所	
物 品 名	
取 得 年 月 日	
取 得 価 格	円
被害の程度 （修理の可否）	<input type="checkbox"/> 修理可（修理に要した費用 <input type="checkbox"/> 修理不可（ 円） に確認済み）
事 案 の 概 要	

第2号様式 (第5条関係)

号 日
月
年

(所 属 長) 殿

警 務 部 長

補償金支給決定通知書

補償金の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 対象職員の階級・氏名

2 支給の要否

支給を要する (補償金の額

円)

支給を要しない

3 支給 (不支給) 決定年月日